


藤岡市(群馬県)

(2006年4月4日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年1月1日	合併の方式：新設・ 編入	 <p style="text-align: center;">旧藤岡市 旧鬼石町</p>
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：70,220人(高齢化率 ⁽²⁾ 18.1%)	面積 ⁽³⁾ ：180.09k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：36人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：435人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：21,998,000千円		
うち、地方税7,330,657千円、地方交付税4,224,000千円		
合併特例債発行予定額7,300百万円／同限度額12,200百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業6.8%、第二次産業40.9%、第三次産業52.3%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：予算書。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧藤岡市	62,951人	17.2%	127.64k m ²	24人	374人	0.68	87.2%
旧鬼石町	7,269人	25.9%	52.45k m ²	12人	89人	0.29	88.0%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<⑤財政状況、⑥行政改革、①合併の大きな流れ></p> <p style="padding-left: 20px;">三位一体の改革の先行きが不透明の中、単独での行財政改革には限界があり、このままでは市民サービスの低下が懸念されることから、合併特例債等の国からの支援を受けることによるまちづくりを選択した。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、①関係市町村間の合意、③方式></p> <p style="padding-left: 20px;"><最も重視したことの具体的な内容></p> <p style="padding-left: 20px;">今後行政運営を行っていくには合併は避けて通れないことを住民に理解していただくために団体説明会や住民説明会を行った。また合併方式は編入合併であったが、事務事業の調整にあたっては、それぞれの市町の歴史や考え方など尊重し対等の立場で進めた。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p style="padding-left: 20px;"><合併推進の具体的な活動></p> <p style="padding-left: 20px;">住民説明会や団体説明会、出前講座を行うとともに、広報などをとおして合併推進を積極的に行った。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯																			
特になし。																			
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議																			
高崎都市圏連携会議市町村合併研究会で行財政現況調査を行い、合併について模索した。現在新たな合併協議は行われていない。																			
(3) 合併関係市町村の従前のつながり																			
③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、⑩生活圏が一致																			
(4) 合併の端緒																			
2002年11月、藤岡市長が多野郡構成市町村に対し合併協議への参加を呼びかけ。																			
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2003年12月8日～2004年6月21日）〈1市2町で設置〉																			
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各4名、住民各5名、都道府県職員（藤岡行政事務所長、藤岡保健福祉事務所企画福祉部長） 計35名																		
運営上の工夫	協議の決定方法は、重要事項については3分の2以上の賛成者による。情報提供のため協議会だよりを発行、ホームページに掲載。協議資料を事前配布。市民代表者は農業団体、商工業団体、区長会長、青年団体、女性団体から選出。																		
(6) 法定協議会（設置期間：2004年7月21日～2005年12月31日）																			
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無																		
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各4名、住民各5名、都道府県職員（藤岡行政事務所長、藤岡保健福祉事務所企画福祉部長） 計24名																		
運営上の工夫	協議の決定方法は、基本的には全会一致による。協議資料を事前配布。情報提供のため協議会だよりを発行、ホームページに掲載。市民代表者は農業団体、商工業団体、区長会長、青年団体、女性団体から選出。																		
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）																			
<p><協議を行ううえでの工夫></p> <p>両首長が合併の方式を編入合併としめしていたことから、協議会でも順調に決まった。なお、合併の期日や財産の取扱いについては協議会前に、幹事会で十分協議を行ったことから、ほとんど問題はなかった。</p>																			
<p><協議開始および決定の時期></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始：</td> <td>04年7月</td> <td>04年8月</td> <td>04年7月</td> <td>04年7月</td> <td>04年8月</td> </tr> <tr> <td>合意：</td> <td>04年7月</td> <td>04年10月</td> <td>04年7月</td> <td>04年7月</td> <td>04年8月</td> </tr> </tbody> </table>			(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始：	04年7月	04年8月	04年7月	04年7月	04年8月	合意：	04年7月	04年10月	04年7月	04年7月	04年8月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)														
協議開始：	04年7月	04年8月	04年7月	04年7月	04年8月														
合意：	04年7月	04年10月	04年7月	04年7月	04年8月														
<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>①方式</td> </tr> </table> <p>任意合併協議会では1市2町であったことから対等合併を前提協議が進められていたが、法定協議会では1市1町になり合併の方式は編入合併とした。このため、編入される町の議員・住民への説明により理解を得られた。</p>			①方式																
	①方式																		

<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>人口や行政規模など総合的に考慮し、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重し、対等な立場での合併協議を行う。</p>	<p>新設・編入</p>
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>住民生活への影響を配慮し、住民サービスや事務事業などに支障のない時期であること。また、電算システムの統合などの事務事業調整に最低限必要となる期間を考慮し決定した。</p>	<p>2006年1月1日合併</p>
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続： 選定理由：編入合併のため「藤岡市」を踏襲した。</p>	<p>公募有・無</p>
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>編入合併のため事務所の位置については特に問題なく、引き続き藤岡市の庁舎に決定された。また、変更すべき理由もなかった。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。</p>	<p>既存施設・新規建設</p>
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。</p>	
<p>(8) 新市建設計画(計画の対象：全市 or 編入された区域)</p>	
<p>計画の期間：10ヶ年 理由 合併特例債事業対象期間に合わせた。</p>	
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>新市の立地条件、特性を活かせるまちづくり、特に首都圏から90キロ圏に位置し、豊かな緑に囲まれた自然と共生する都市として、首都圏交流を進め活力あるまちづくりと併せて暮らしやすいまちづくりをすすめていくこと。</p>	
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>特になし。</p>	
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>自然の持つ力と活発な人の営みが調和し、地域に息づく歴史的・文化的資源を活用し、創造的な文化活動や豊かな産業活動が活発に行われ、健康で幸せに生きることが出来る都市を市民みんなでつくり上げていくことに設定したこと。行財政改革を進めるうえで、合併による経費の削減と財政支援措置の導入計画の策定。</p>	
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容></p> <p>新市のまちづくりの基本方向を2市町の現行総合計画等の分析を踏まえて、「生活実感が持て、自然環境を重視する」暮らし優先のまちづくり、「保健・福祉・医療ネットワーク」を活かした元気なまちづくり、「活発な産業活動と交流」により全国に情報発信するまちづくり、「参画と協働で創る」地域主権・住民主権のまちづくりと定めた。</p>	

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2011年度	2015年度
歳入合計	23,228	21,953	20,446	20,563
地方税	7,879(33.9)	7,836(35.7)	7,720(37.8)	7,593(36.9)
地方交付税	5,129(22.1)	4,416(20.1)	3,934(19.2)	4,152(20.2)
歳出合計	22,313	21,953	20,446	20,563
人件費	4,311(19.3)	4,128(18.8)	4,214(20.6)	3,876(18.8)
(参考:一般職員数)	(463人)	(461人)	(406人)	(364人)
公債費	3,052(13.7)	2,433(11.1)	2,198(10.8)	2,622(12.8)
普通建設事業費	3,210(14.4)	3,332(15.2)	2,604(12.7)	2,815(13.7)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等は行っていない。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全33号。配布方法：全世帯） ・住民説明会の開催（延べ44回開催、延べ1,809人参加） ・HPの開設（2004年1月開設、月2～3回定期更新、アクセス数20,000回） ・その他（具体的に：協議会の活動状況、協議会の紹介、他市町村・協議会リンク等） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
(名称)：藤岡市の合併に関するアンケート (時期)：2004年6月23日～7月12日 (対象者)：20歳以上の市民の中から無差別抽出2,200人 行政区の区長および区長代理207人 (方法)：アンケート方式（ <input checked="" type="checkbox"/> 郵送・訪問）	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：群馬県合併補助金、500万円を限度とし経費の2分の1 約290万円	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	5,730千円
委託内容	新市建設計画策定業務委託、例規立案・策定支援業務委託。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人)・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間1年4ヶ月))・無
その理由	両市町が早期に融合するためには、各議員のなすべき役割が大きいと考えたこと
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2008年7月19日まで特例措置を適用)・無

その理由	農地法処理関係の事務が滞ることがないようにするため。鬼石町の農業委員会の選挙による委員である者のうち、あらかじめ互選する6人の委員は、市町村の合併に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、藤岡市農業委員会の委員の残任期間まで、引き続き在任する。	
(3) 三役		
旧藤岡市	市長、助役、収入役は引き続き新市の市長、助役、収入役。	
旧鬼石町	町長、助役、収入役は退職。	
(4) 一般職		
定員管理	<定数の削減>10年間で100人程度 詳細職員適正化計画策定中。 <新規採用の抑制>新規採用は退職者の2分1を補充 年度は未定。	
給与の調整	<従来から同一の給与表を使用しており調整不要>	
役職の調整	旧藤岡市は9級制を、旧鬼石町は原則7級を採用しているため、そのままスライド。例えば旧鬼石町の係長は5級であるが、旧藤岡市の5級は係長代理のため合併後は係長代理とした。	
(5) 組織・機構の整備方法（合併直後に、部とほとんどの課を統合し、一部の課は旧自治体の組織をそのまま存続させた。）		
旧鬼石役場の位置に鬼石総合支所を設置した。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
該当なし。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有（旧鬼石町に設置）・無	
その理由	合併後の鬼石地域住民の声を施策に反映するため、また、編入合併のため合併前の鬼石地区内の住民の懸念や不安を払拭するため設置した。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市民法人税割	旧藤岡市 14.7% 旧鬼石町 13.7%	2007年1月31日から14.7%に統一。
法人市民法人税割	旧藤岡市 制限税率 旧鬼石町 標準税率	2006年1月1日から制限税率。
(9) 上下水道使用料（調整方針：上水道は3年をかけて段階的に旧藤岡市の料金に合わせる）		
上水道料金	事業認可については、合併時に鬼石町水道事業を廃止し、藤岡市水道事業へ統合する。上水道事業計画については、合併時に藤岡市水道事業へ統合する。施設整備計画については、新市において新たな整備計画を策定する。水道料金（上水道、市町営簡易水道・小水道）については、合併時に藤岡市の制度に統合する。鬼石町区域における上水道料金は、2009年3月までの間、段階的な緩和措置を講ずる。	
下水道料金	下水道は鬼石町にはなし。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：合併時に統一した）		
例外措置	社会教育施設使用料については、2009年度まで現行のとおりとする。	

(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：2006年4月1日から旧藤岡市の税率を適用する）		
賦課徴収方法	旧藤岡市 保険税方式 旧鬼石町 保険税方式	2006年4月1日から保険税方式に統一。
所得割	旧藤岡市 7.70% 旧鬼石町 6.25%	2006年4月1日から7.70%に統一。
資産割	旧藤岡市 45.00% 旧鬼石町 50.00%	2006年4月1日から45.00%に統一。
均等割	旧藤岡市 14,000円 旧鬼石町 17,000円	2006年4月1日から14,000円に統一。
平等割	旧藤岡市 19,000円 旧鬼石町 20,000円	2006年4月1日から19,000円に統一。
(12) 介護保険事業（調整方針：負担の高い方に合わせる）		
第1号被保険者の月額 の基準保険料	旧藤岡市 3,233円 旧鬼石町 2,883円	保険料だけでなく、介護保険のサービス内容や今後の歳入歳出のバランスなど総合的に検討した結果、被保険者の多い藤岡市に合わせた。2006年度から新市において計画を策定の中で、新料金を定める。
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	合併時までには住民データシステム、財務会計システム、戸籍システムを一元化した。基本的には、データ量の多い藤岡市システムに合わせることで、経費の面やシステム上の混乱を最小限に抑えた。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由		

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：4,700百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
(3) 合併による効果	
<p><③重点的な投資による基盤整備の推進></p> <p>合併特例債などを活用しながら、長年の懸案のひとつである小中学校校舎の耐震補強工事やその他の社会基盤整備を実施。</p>	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>単独の自治体では限界のある行財政改革も、合併したことにより必要な部署に人員を配置することが可能になる。また、人員の削減、公共施設の適正配置が図られる。</p>	

<④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開>

観光の分野において、藤岡市と鬼石町の連携という視点で観光事業を展開していたが、合併後は地域資源の一体的活用が容易となります。今後は高速交通の結節点にあり、群馬県の玄関口、内陸交通の要衝としての立地特性を活かし、企業誘致や首都圏交流を一層進め、観光開発にも力を注ぎ、藤岡市を広くアピールしていく。

(4) 合併による問題点と解決策

<①役場が遠くなり不便になる>

総合支所を設置し、住民の窓口は従来のまま残し、住民サービスが低下しないよう十分配慮した。

<②中心部と周辺部の格差が増大する>

地域審議会を設置し住民の意向を反映し、地域の実情に応じた施策の実施を図る。

(5) 残された課題

- ・土地利用についてそれぞれ異なった土地利用規制を実施しているため調整が必要。
- ・市立病院と一部事務組合病院の効率的な運営
- ・集会施設の管理運営方法の統合